

平成20年度の市・県民税についてのお知らせ

平成20年度の市・県民税の納税通知書は給与天引きで納付される人には、5月9日(金)にお勤め先の各事業所あてに発送しました。個人で納付される人については6月10日(火)に発送します。今回は、平成20年度市・県民税の変更点についてお知らせします。

- 平成19年分の所得が変動(減少)した人の経過措置があります

昨年、所得税(国税)から市・県民税(地方税)へ税金を移し替える「税源移譲」が実施されました。これにより、ほとんどの人は平成19年度から市・県民税が上がります。平成19年分所得税が減額となりました。

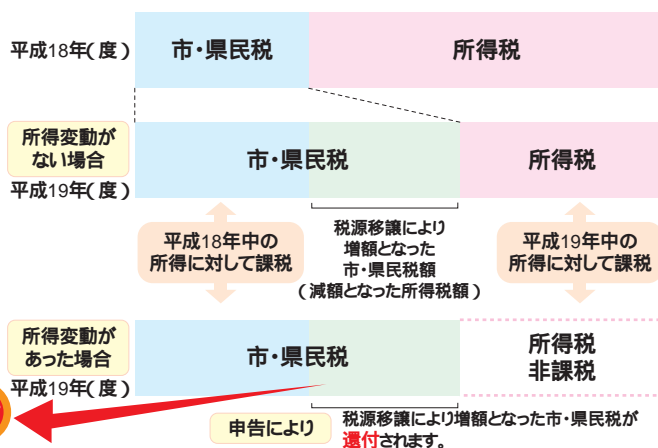
しかし、平成18年分の所得では所得税が課されていた人で、平成19年分の所得が減少し所得税が課せられなくなったような場合、平成19年度(平成18年分の所得に対応)市・県民税の税負担上昇に対し、平成19年分所得税での税負担の軽減を受けることができます。そのため、このような人について、平成19年度の市・県民税額から、税源移譲により増額となった市・県民税を減額し還付する制度ができました。

減額(還付または充当)される額

平成19年度の市・県民税の所得割額のうち、税源移譲(税率の改正)により増額となった金額です。

減額申告書の提出期間および提出先

該当する人は、7月1日(火)から7月31日(木)の期間に、平成19年1月1日現在の住所があった市町村役場(可児市の人は、市税務課)に所定の減額申告書を提出してください。



- 市・県民税の住宅借入金等特別税額控除の申告をされた人へ

今回の「税源移譲」により、平成20年度から新たに市・県民税の住宅借入金等特別税額控除ができました。

この控除を受けるための申告書を提出された人で、市・県民税の納付方法が給与天引きの人は、特別徴収税額の決定通知書、個人で納付される人は、納税通知書の中に控除額を掲載していただきますのでご確認ください。

- 高齢者の非課税措置の廃止に伴う経過措置がなくなりました

平成17年1月1日現在、65歳以上昭和15年1月2日以前生まれ)の人で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで市・県民税は非課税とされていましたが、平成18年度からこの制度が廃止され、経過措置として平成18年度では税額の3分の2が、平成19年度では税額の3分の1が軽減されていきました。

平成20年度からはこの経過措置がなくなり、65歳未満の人と同様の計算をすることとなりました。

モデルケース
70歳 年金収入200万円の人の市・県民税額

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
税額	0円	7,400円	27,400円	41,300円
課税状況	非課税	税額の $\frac{2}{3}$ を減額	税額の $\frac{1}{3}$ を減額	全額課税

所得控除は、社会保険料控除72,000円と基礎控除330,000円を想定。

問合せ 税務課